

○名寄地区衛生施設事務組合施設整備基金条例

(平成17年12月9日条例第2号)

改正 平成29年2月27日条例第4号 平成30年12月6日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、名寄地区衛生施設事務組合(以下「組合」という。)の施設の建設、解体又は計画的な改修及び緊急な整備に充てるため、組合施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 前条の基金に積み立てる額は、毎年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上を積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、組合施設の建設、解体又は改修及び緊急な整備のための経費に充てる場合に限り、積立金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成17年12月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日条例第2号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

